湖西市規程第6号

湖西市職員のハラスメント防止等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年10月22日

湖西市長　田内　浩之

湖西市職員のハラスメント防止等に関する規程の一部を改正する規程

湖西市職員のハラスメント防止等に関する規程（令和6年湖西市規程第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ　カスタマー・ハラスメント　行政サービスの利用者、来庁者、電話、文書、インターネットを利用する方法等により問合せ、相談、要望、苦情等を行う者、関係団体及び事業者その他職員が職務上関わる者（次条第2項において「行政サービスの利用者等」という。）からの言動であって、当該言動の内容、手段又は態様が、業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超え、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害する行為

第3条に次の1項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、第4条第1項及び第6条から第12条までの規定は、カスタマー・ハラスメントにおける職員と行政サービスの利用者等の間の問題について適用する。

第6条第1項第3号中「2名」を「2人」に改め、同項第4号中「1名」を「1人」に改め、同条第3項中「少なくとも2名」を「2人」に改める。

第7条第2項中「1名」を「1人」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。